|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | Awareness認識・自覚Level Ⅰ | Development開発・発展Level Ⅱ | Proficiency熟練・習熟Level Ⅲ | Sustainable Continuous Quality Improvement持続的・継続的な質の改善Level Ⅳ |
| 1 | 建学の精神を確立している。教育目的・目標を確立している。 | □　建学の精神を公表している。 | ■　建学の精神を公表している。 | ■　建学の精神を公表している。 | ■　建学の精神を公表している。 |
|  | □　ステークホルダーが認識できるよう努めている。 | ■　ステークホルダーが認識できるよう努めている。 | ■　ステークホルダーが認識できるよう努めている。 |
|  |  | □　ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。 | ■　ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。 |
|  |  | □　人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。 | ■　人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。 |
|  |  |  | □　人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。 |
| 2 | 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。 | □　学習成果を定めている。 | ■　学習成果を定めている。 | ■　学習成果を定めている。 | ■　学習成果を定めている。 |
|  | □　学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。 | ■　学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。 | ■　学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。 |
|  |  | □　学習成果の獲得を評価・判定する仕組みを定めている。 | ■　学習成果の獲得を評価する仕組みを定めている。 |
|  |  |  | □　学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。 |
| 3 | 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。 | □　学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 | ■　学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 | ■　学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 | ■　学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 |
|  | □　授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 | ■　授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 | ■　授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 |
|  |  | □　教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。 | ■　教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。 |
|  |  |  | □　教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。 |
| 4 | 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。教育の質を保証している。 | □　一部の組織（委員会等）において、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 | □　全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 | □　全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 | □　理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 |
| □　上記の項目1～3全てにチェックがある。 | □　上記の項目1～3全てにチェックがある。 | □　上記の項目1～3全てにチェックがある。 | □　上記の項目1～3全てにチェックがある。 |
| 判　定（三つの意見等に記載） | ○ 「早急に改善を要すると判断される事項」：チェックの入らない項目が一つでもある場合、早急に改善を促す。○ 「向上・充実のための課題」：一部の組織（委員会等）において教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。 | ○　各基準の評価結果：全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。 | ○ 「特に優れた試みと評価できる事項」：項目4の両方にチェックが入った場合、特に優れた試みとして評価する。 | 同左 |

**学習成果：**学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものである（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年）」より）。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まる。

**「内部質保証ルーブリックについて」**

* 短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要がある。本協会では、第３評価期間においては、この内部質保証を重点項目として評価することとしている。
* 短期大学評価基準は、基準Ⅰにおいて、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み、基準Ⅱにおいて、基準Ⅰの達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにし、基準Ⅲにおいて、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し、基準Ⅳにおいて、全体を統制する仕組みを評価・点検するものとなっており、基準Ⅰは、基準Ⅱ～Ⅳ全てに関るものとなっている。
* しかし、基準Ⅰにおいて、基準Ⅱ～Ⅳのテーマ等についてPDCAにより改善が図られているかどうかについての評価を行うことは、多岐にわたり難しい面があるため、自己点検・評価報告書により基準Ⅰ～Ⅳを評価した結果、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況であったかを、内部質保証のルーブリックを用い判定を行うこととする。その結果は、評価結果に反映させることとする。
* 本ルーブリックを基に自己点検・評価報告書への積極的な記述を期待する。
* なお、本ルーブリックについては、使用しながら改善を図っていくこととしており、　例えば、すべての短期大学がレベルⅠに到達した段階で、レベルⅡをレベルⅠとし、順にレベルⅢ及びⅣをレベルⅡ及びⅢとして、新たなレベルⅣを示すなど、全体の高度化を図っていくこととしている。
	+ １．項目２‐Ⅳのフィードバックする仕組みとは、課題をフィードバックし解決する仕組みを言う。
	+ ２．項目４‐Ⅳについては、学長を含む全専任教職員で学習成果を学生に示す必要があり、理事長のガバナンスにより学習成果を獲得できる仕組みが出来ているかを評価するものである。